

平成28年8月29日 招集

平成28年門真市教育委員会第8回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第8回定例会
 平成28年8月29日(月)午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第9号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会事務局人事について)	1
第4	議案第32号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の申出について	3
第5	議案第33号	平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について	8
第6	議案第34号	門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について	13
第7	議案第35号	門真市教育委員会の人事について	14
第8		諸報告	15

承認第9号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年8月29日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

議案第32号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の申出について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年8月29日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）等の施行に伴い、保育士の配置基準及び避難用階段に関する設備基準を改めるにつき、本案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
<p>(設備の基準) 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		<p>(設備の基準) 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	施設又は設備	
		く 略		
4	略		略	
階以上	階	1	1	
の	避難	建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規	1	建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外
階	用	定する構造を有する場合を除き、同号に規	階	気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規

改正後			改正前		
		定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)			定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2～3 略			2～3 略
ウ～ク 略			ウ～ク 略		
(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)			(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)		
第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。			第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)～(7) 略			(1)～(7) 略		
(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。			(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。		
ア 略			ア 略		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
		略			略
4		略	4		略
階	避難	1 建築基準法施行令第123	階	避難	1 建築基準法施行令第123
以上	用	条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、	以上	用	条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、
の			の		
階			階		

改正後		改正前	
	<p>当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p>		<p>当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p>
	2～3 略		2～3 略

ウ～ク 略

ウ～ク 略

附 則

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると委員会が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規

附 則

改正後	改正前
<p>模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると委員会が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	
<p>8 前項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成28年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年 8 月29日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
福祉推進基金繰入金	千円 34,136	千円 5,771	千円 39,907	福祉推進基金繰入金	千円 5,771	福祉推進基金繰入金 (公立認定こども園整備事業) 千円 5,771

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 306,400	千円 52,200	千円 358,600	公共施設最適化事業債	千円 52,200	市立認定こども園整備事業債 (公立認定こども園整備事業) 千円 52,200

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童通園施設費	千円 329,917	千円 57,971	千円 387,888	工事請負費	千円 57,971	千円 ○子育て支援サービスの充実 公立認定こども園整備事業 57,971 工事請負費 (仮称)市立南認定こども園園舎整備工事 57,971

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
事務局費	千円 610	千円 △ 233	千円 377	報酬	千円 67	千円 ○幼児(就学前)教育の充実 幼児教育推進事業 △ 233 報酬 幼児教育振興検討委員会委員 67 需用費 印刷製本費 △ 300
				需用費	△ 300	

債務負担行為
変更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
(仮称) 市立南認定こども園整備事業 (2)	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 507,943	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 597,479

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
(仮称) 市立南認 定こども園整備事 業(2)	千円 597,479		千円 —	平成28年度 ～ 平成29年度	千円 597,479	千円 —	千円 537,700	千円 —	千円 59,779

地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
社会福祉施設等整備	千円 354,100	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 406,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
計	354,100				406,300			

議案第34号

門真市教育委員会点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により門真市議会に門真市教育委員会点検・評価報告書を提出するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年 8月29日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により別添の門真市教育委員会点検・評価報告書を門真市議会に提出するにつき、本案を提出するものである。

議案第35号

門真市教育委員会の人事について

本市教育委員会教育長三宅 奎介の辞職を同意するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により教育委員会の議決を求める。

平成28年8月29日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

本市教育委員会教育長三宅 奎介から平成28年8月31日をもって辞職したい旨の願出があったため、本案を提出するものである。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市魅力ある教育づくり庁内検討委員会設置要綱の制定について
2	門真市社会教育委員会議からの提言について
3	平成29年度門真市立幼稚園児の募集について